

子育てに取り組んでいく必要があらうかと思っております。

そこで、今日は、子ども、家庭福祉の専門家でございます大阪市立大学の山縣教授にコーディネートをお願いしまして、地域で意欲的に活動されておられる「ふらっとスペース金剛」の岡本様、旭丘まぶね保育園地域子育て支援センター「ハーモニー」の井野様から、日ごろの事例を紹介していただく予定にしております。お2方とも、地域に根づいた活動を熱心にされております。これらの取り組みについては、本日お集まりの皆様の今後の活動に大いに参考になるものではないかと考えております。

最後になりましたが、本日の分科会が皆様にとって実り大きなものとなることを祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

問題提起

山縣 文治 大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授

児童福祉法改正がようやく衆参両院を通りました。子育て支援が具体的事業として法定化され、きょう事例紹介される事業も地域子育て支援拠点事業という名前で法定化されます。市町村は義務ではありませんが、法定化されるとやらざるを得ないというムードが出て、今後ますます進んでいくのではないかと思います。今日は、お2方とも行政直営ではありませんので、行政と民間がどうつながっていくのかをお話しいただければと思います。

ところで、子育て支援を行うには、4つのことを考えるべきです。

1つは、子どもが育つ支援事業です。これは保育所が得意です。ところが、保育所に行っているのは就学前の子どもの3割、幼稚園は2割5分で、約45%は保育所にも幼稚園にも行っていない3歳未満の子どもです。赤ちゃんや妊婦さんに対する支援に立ち入っていかないとはいけません。

子育て支援の第2は、親子が一緒に来て何かをする事業です。親子に何かをしてあげるという事業から、親が中心になる活動まで、いろいろなものがあります。

第3のパートは、お母さん自身を支援する。母親や家事担当者としてだけでなく、女性としての自立支援とかエンパワーメントも子育て支援に入り込んできました。

最後は、地域社会のつながりをつくっていくということで、これは福祉グループ、教育グループだけでは、当然限界があります。

今日は、そういうところからスタートしつつ、地域でいろんなつながりを持って活動しておられるお2人に話を聞きたいと思っております。